

VI 生産技術管理・開発等

GAP（農業生産工程管理）

○GAP（農業生産工程管理）の推進

GAPとは「Good（良い）Agricultural（農業の）Practice（実践）」の略で、農業現場において食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取り組みです。

県では、GAP実践の定着・拡大を通じて農業の持続可能性を確保するために、推進・指導体制の整備、GAP実践や認証取得に向けた取り組みを支援するほか、消費者の認知度向上に取り組んでいます。

【推進・指導体制の整備】

- ・普及指導員等を対象に研修を実施し「岐阜県GAP指導員」を令和4年度は19名養成（令和4年度までの累計188名）。
- ・農業高校教員やJA営農指導員のGAP指導力向上を支援。



量販店でのPR活動（R4.5.20）

【農業者の取組支援】

- ・GAPの実践や認証取得に必要な施設改修等の環境整備に要する経費を助成。
- ・国際水準GAPの認証取得に係る経費を助成。

【消費者に対するぎふ清流GAPのPR活動】

- ・県内量販店等での販売フェアを実施。
- ・ぎふ清流GAPロゴマーク表示を活用した消費者に対するPR活動を支援。

ぎふ清流GAPの認証状況（令和5年3月末現在）

| | 品目 | 認証数 |
|-----|-----|-----|
| 農産物 | 米 | 19 |
| | 野菜 | 44 |
| | 果樹 | 4 |
| | その他 | 3 |
| 林産物 | | 4 |
| | 計 | 74 |

※複合経営は主たる品目を集計

○ぎふ清流GAP評価制度の運用

県内農家のGAPへの取組機運をさらに向上させるため、東京オリンピック・パラリンピック後を見据えた新たな県制度として「ぎふ清流GAP評価制度」を令和2年度に創設しました。

【ぎふ清流GAPの特徴】

- ・GAPの取組状況を点数化し、農場のGAPレベル、改善点が分かりやすい。
- ・一定水準を満たす農業者は、農産物等にロゴマーク表示してPRできる。
- ・有機農業の普及推進を図るため、化学肥料、農薬不使用を加点評価する。



ぎふ清流GAP評価制度のロゴマーク

○ぎふ清流GAP推進センターの設置

GAPを県内へ広く普及するため、農業関係団体が連携して（一社）岐阜県農畜産公社内に「ぎふ清流GAP推進センター」を令和2年11月に設置しました。

【ぎふ清流GAP推進センターの主な業務】

- ・「ぎふ清流GAP評価制度」の農場評価の実施
- ・国際水準GAPレベルまでを指導できるGAP指導員を養成、育成
- ・GAP全般に係るワンストップ相談窓口

○ぎふ清流GAPパートナーの設置

ぎふ清流GAP農産物を取り扱う意欲のある企業・団体を登録するパートナー制度を令和3年9月に創設し、流通業者を中心とするパートナーによるPR活動を展開して、GAPに取り組む生産者を応援します（令和5年3月末現在、61団体が登録）。

みどりの食料システム

○みどりの食料システム

国際社会は、経済と環境を両立させる方向に動いており、「環境」への積極的な対応が国際基準になっていくと考えられます。

国内では、令和3年5月に国が「みどりの食料システム戦略」を策定し、その着実な推進に向け、翌年7月には、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」が施行され、県と市町村は共同で基本計画を作成することとされました。

○県計画の策定

県内の農林水産業の現場では、生産者の高齢化の進行などによる担い手不足、農業産出額の減少などが喫緊の課題となっているほか、高温による農作物の品質・収量の低下や国際情勢等の影響による肥料などの価格高騰、輸入穀物等の供給不安定などの動向への対応が求められており、本県の農林水産業を取り巻く情勢を踏まえた「みどりの食料システム」の実現に向けた取組みが必要となっています。

そのため、法第16条第1項の規定に基づき、県と県内の全市町村が共同して、地域の実状に応じて、互いに協力及び連携して取り組むべき施策を示した「岐阜県みどりの食料システム推進計画」を令和5年3月に策定しました。

○環境保全型農業直接支援対策の取組面積は373ha

化学肥料、化学合成農薬を原則50%以上低減する取組みに加え、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い取組み（有機農業、カバークロープ、堆肥の施用等）を実施する環境保全型農業直接支援対策に平成23年度から取り組んでおり、令和4年度は373haで取り組まれました。

環境保全型農業支援対策の推移（令和5年1月末時点）

| 年度 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 面積 (ha) | 299 | 323 | 301 | 275 | 262 | 312 | 311 | 373 |

○ぎふクリーン農業表示制度生産登録面積は約1.5万ha

県では、平成11年度から、従来の栽培に比べ化学合成農薬及び化学肥料の使用量をいずれも30%以上削減した栽培を「ぎふクリーン農業」として環境にやさしい農業に取り組んできました。その結果、平成6年度と比較して、令和元年度の県内における化学肥料出荷量は約58%、化学合成農薬出荷量は約69%削減されています。

表示制度発足から20年以上経過した令和2年度に制度を見直し、本制度は「ぎふ清流GAP評価制度」に移行することとし、令和5年度をもって廃止することとしました。

ぎふクリーン農業生産登録の推移（令和4年3月末時点）

| 年度 | H11 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 |
|------------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 面積 (ha) | 209 | 16,037 | 15,977 | 17,136 | 16,718 | 16,396 | 16,456 | 14,580 |

有機農業の推進

○新たな「岐阜県有機農業推進計画」の策定

岐阜県では、環境保全型農業の一形態として有機農業を位置づけ、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）に規定する「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」を推進しています。

令和5年3月には、有機農業の推進を図るための方向性や施策を示した「岐阜県有機農業推進計画」を策定し、取組拡大に向けた総合的な施策を展開しています。

<計画の目指す姿>

有機農業の生産・流通・販売から消費拡大までの好循環を形成

| | |
|------|-------------------------|
| 体制整備 | 農業者が有機農業に転換・参入しやすい体制の整備 |
| 生産拡大 | 地域の気候や特性を活かした多様な有機農業の展開 |
| 流通販売 | 幅広い販路に合わせた流通システムの構築 |
| 消費拡大 | 消費者への理解促進のための仕組みづくり |

○有機農業の推進に向けた活動内容

【推進体制の整備】

関係機関連携のもと、地域における有機農業の実態を把握し、有機農業の拡大に向けた課題の抽出と解決策を検討するため、県農林事務所ごとに、県、市町村、JA、有機農業者等を構成員とする「有機農業推進プロジェクトチーム」を令和4年度から新たに設置しました（令和4年度参加市町村：15市町村）。

また、県では、令和2年度から有機JAS制度等の助言、指導ができる人材の育成を進めており、令和4年度までに15名の有機農業指導員を育成しました。

<有機指導員育成人数の推移>

| 年度 | R2 | R3 | R4 |
|--------|----|----|----|
| 人数（累計） | 2 | 10 | 15 |



【有機農業実証ほ場の設置】

プロジェクトチームでは、有機農業の推進に係る課題解決に向けたモデル実証ほを設置し、有機農業に適した品目の選定、代替技術の効果検証等を実施しています（計10ヵ所）。

<実証内容例>

- ・UVカットフィルム、太陽熱消毒、有機栽培で使用可能な農薬の効果検証
- ・堆肥の適正な施用量、有機肥料追肥時期の検証検証

【オーガニックビレッジの創出】

有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んだ地域ぐるみの取組みを進める市町村（オーガニックビレッジ）づくりを支援しています。

オーガニックビレッジ宣言市町村：白川町

○有機JAS認証（事業者・面積）

有機農産物に「有機」や「オーガニック」を表示して販売することが可能となる有機JAS認証には、県内23事業者が取り組んでいます。

<有機JAS認証（有機農産物）の事業者数、面積の推移>

| 年度 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|--------|-----|-----|-----|-----|----|----|
| 件数 | 13 | 14 | 16 | 17 | 20 | 23 |
| 面積（ha） | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 24 |

農林水産省 HP 県別の認証事業者数及び県別有機JASほ場の面積（令和3年3月31日時点）

家畜衛生・畜産物安全対策

○家畜伝染病の防疫対応

岐阜県内の農場において、平成 28 年度以降、高病原性鳥インフルエンザや豚熱が発生しています。さらなる家畜伝染病の発生を阻止するため、家畜保健衛生所による全畜産農場への継続的な立入検査等により、飼養衛生管理基準の周知や遵守状況の確認等を行い、家畜伝染病の発防止、疾病発生の確認及びまん延防止を推進しています。

(※飼養衛生管理基準：家畜を飼育する上で基本となる病原体の侵入防止対策や早期発見のための健康観察など、日常の飼養衛生管理について、生産者が守るべき事項)

主な家畜の病気の発生推移(戸数)

| 年次 | H29 | | H30 | | R1 | | R2 | | R3 | |
|-----------------|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|
| | 全国 | 県内 |
| ヨーネ病(牛) | 374 | 0 | 321 | 0 | 380 | 0 | 399 | 0 | 446 | 1 |
| 牛海綿状脳症(BSE) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 高/低病原性鳥インフルエンザ* | 5 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 33 | 0 | 28 | 1 |
| 口蹄疫 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 豚熱(豚) | 0 | 0 | 5 | 5 | 45 | 16 | 10 | 0 | 15 | 0 |

県家畜防疫対策課調べ

家畜の伝染性疾病検査状況

| 年度 | H29 | | H30 | | R1 | | R2 | | R3 | |
|--------|-------|-------|-------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| | 件数 | 頭羽数 | 件数 | 頭羽数 | 件数 | 頭羽数 | 件数 | 頭羽数 | 件数 | 頭羽数 |
| 牛 | 1,089 | 2,339 | 1,024 | 4,791 | 809 | 4,652 | 973 | 6,249 | 827 | 6,648 |
| めん羊・山羊 | 22 | 43 | 21 | 84 | 4 | 4 | 18 | 16 | 8 | 18 |
| 豚 | 34 | 153 | 9 | 19 | 5 | 133 | 14 | 623 | 19 | 795 |
| 鶏 | 175 | 237 | 53 | 454 | 27 | 146 | 42 | 390 | 89 | 766 |

県家畜防疫対策課調べ

○飼育動物診療施設及び動物用医薬品等販売業者

適切な獣医療(予防医療、診療、治療等)の提供及び動物用医薬品の流通・販売等を確保するため、飼育動物診療施設及び動物用医薬品販売業者の監視・指導業務を実施しています。

診療施設数の推移

| 年次 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 診療施設(全体) | 216 | 223 | 233 | 245 | 248 | 256 | 253 | 257 | 255 | 259 |
| うち産業動物 | 67 | 70 | 74 | 75 | 73 | 75 | 70 | 73 | 78 | 82 |

県家畜防疫対策課調べ

動物用医薬品販売業者数

| 地域 | 岐阜・西濃 | 中濃 | 東濃 | 飛騨 | 合計 |
|---------|-------|----|----|----|-----|
| 卸売販売業 | 9 | 0 | 1 | 2 | 12 |
| 店舗販売業 | 23 | 0 | 5 | 2 | 30 |
| 特例店舗販売業 | 45 | 25 | 20 | 18 | 108 |
| 合計 | 77 | 25 | 26 | 22 | 150 |

動物用医薬品販売業者及び診療施設立入指導状況

| 年度 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 |
|---------|-----|-----|----|----|----|
| 動物薬販売業者 | 77 | 74 | 67 | 78 | 78 |
| 動物診療施設 | 52 | 27 | 48 | 36 | 34 |

県家畜防疫対策課調べ

令和 4 年 3 月末現在 県家畜防疫対策課調べ

○高病原性鳥インフルエンザについて

＜県内における高病原性鳥インフルエンザ発生等に対する主な状況＞

| | 県内初事例 | 県内 2 例目 |
|-------|-------------------------|-----------------------|
| 発生日 | 平成 29 年（2017 年）1 月 14 日 | 令和 3 年（2021 年）1 月 2 日 |
| 農場所在地 | 山県市 | 美濃加茂市 |
| 殺処分羽数 | 約 81,000 羽 | 約 68,000 羽 |

＜発生予防対策＞

○農場対策

- ・注意喚起のため、県内の全養鶏農場に消石灰を配布し、一斉消毒を実施しました。
(11 月 7 日、12 月 15 日、1 月 17 日、2 月 15 日、3 月 13 日)
- ・消毒や防鳥ネットの保守など、飼養衛生管理基準の遵守状況を各農場が点検し、報告してもらい、不備があった場合には、家畜保健衛生所が速やかに改善を指導しました。

○野鳥対策

- ・渡り鳥など野鳥が飛来するため池を介したウイルスの拡散を防ぐため、養鶏農場に隣接するため池（4 箇所）に、防鳥糸や吹き流しなどの鳥よけ対策を実施しました。また、養鶏農場から半径 300 メートル圏内のため池（19 箇所）に注意看板を設置しました。



＜農場の一斉消毒＞



＜ため池の鳥よけ設置作業＞

＜発生時に備えた対策＞

- ・高病原性鳥インフルエンザ発生時の埋却処分が困難な場合に備え、県、市町村、関係団体、生産者等が参加して、県内で初となる移動式焼却炉を活用した防疫演習を開催しました。
- ・県関係機関の連携と防疫体制の再確認のため、机上防疫演習を実施しました。



＜移動式焼却炉を活用した防疫演習＞



＜家畜伝染病防疫演習（机上）＞

○豚熱について

<県内における豚熱発生等に対する主な状況>

- ・平成 30 年 9 月 9 日 県内養豚場で豚熱発生（国内 26 年、県内 36 年ぶり）
- ・平成 31 年 3 月 24 日 野生いのししへの経口ワクチン散布を開始
- ・令和 元年 9 月 22 日 県内養豚場における最後の豚熱発生（平成 30 年 9 月以降県内 22 例目、本事例以降現在（令和 5 年 2 月末）まで県内養豚場で発生なし）
- ・令和 元年 10 月 25 日 県内養豚農場等で予防的ワクチン接種を開始
- ・令和 2 年 4 月 1 日 県 C S F 対策・養豚業再生支援センターを設置、支援を加速化
- ・令和 4 年 4 月 1 日 知事認定獣医師によるワクチン接種の運用開始
- ・令和 4 年 6 月 3 日 新飛騨家畜保健衛生所の開所

<新飛騨家畜保健衛生所の開所>

- ・飛騨地域において緊急を要する病性鑑定ができる体制を整え、県全体の家畜防疫体制を強化するため、令和 4 年 6 月に「飛騨家畜保健衛生所」を新築・移転し、開所しました。



<高度病原体検査室>



<新飛騨家畜保健衛生所全景>

<県 C S F 対策・養豚業再生支援センターの活動>

- ・家畜伝染病に強い養豚産地づくりに向け、農家、業界団体、行政、地域が一体となった衛生管理向上の取組みを推進するとともに、相談対応や衛生管理強化のための助言など、農家の経営再開、産地の再生に向けた取組みを支援しています。

表 1 豚熱発生農場等の再開状況（令和 5 年 3 月末時点）

| 農家区分 | 出荷再開 | 未定 | 再開断念 | 合計 |
|----------------------|------|----|------|----|
| 豚熱発生※ ₁ | 14 | 3 | 3 | 20 |
| 早期出荷実施※ ₂ | 2 | 0 | 0 | 2 |
| 合計 | 16 | 3 | 3 | 22 |

県家畜防疫対策課調べ

※₁ 業としての施設ではない、県畜産研究所等 4 施設は含まない

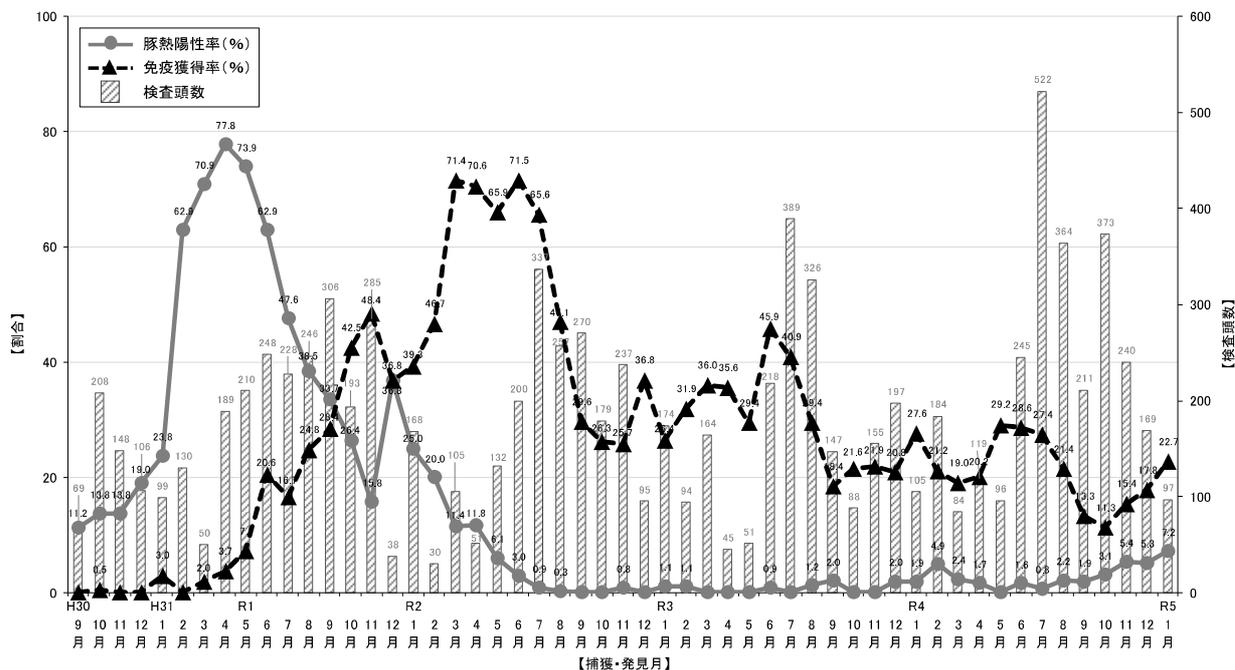
※₂ いったん豚舎を空にして、衛生管理強化のための施設整備を行ったうえで飼養を再開

<野生いのしし対策>

○豚熱感染状況

- ・令和元年夏頃には、県内全域に感染が広がったものの、感染いのししの確認が減少し、令和 2 年 5 月以降、豚熱陽性率（各月の検査数に占める感染いのししの割合）が 0～7 %程度で推移しています。

表2 豚熱陽性率と免疫獲得率の推移(月毎、令和5年1月末時点)



○経口ワクチン散布

- 豚熱感染拡大を防ぐために、野生いのししへの豚熱ウイルスの抗体付与を目的とした経口ワクチン散布を、平成31年3月から令和5年1月までに延べ19回実施しました。

表3 経口ワクチン定期散布実績(令和5年1月末時点)

| 年度 | 散布回数 | 延べ箇所数 | 総散布回数 |
|--------|---------|--------|---------|
| ～令和元年度 | 3期 6回 | 7,543 | 171,671 |
| 令和2年度 | 3期 5回 | 8,818 | 176,360 |
| 令和3年度 | 2期 4回 | 8,566 | 171,320 |
| 令和4年度 | 2期 4回 | 6,819 | 136,380 |
| 合計 | 10期 19回 | 31,746 | 655,731 |

○野生いのししの捕獲強化

- 野生いのししを介した豚熱感染拡大防止や経口ワクチン散布の効果検証を行うため、年間10,000頭を目標に捕獲を進めています。
- なお、令和2年度に3年ぶりに解禁した狩猟は、令和4年度も引き続き、防疫措置(消毒等)やイノシシ肉の自家消費の徹底、防疫研修会の開催など、ウイルス拡散防止対策を講じた上で実施しています。
- また、いのししのジビエ利用については、令和4年8月以降、県の承認を受けた事業者が、豚熱陰性が確認された個体を処理する場合のみ、解体・流通が可能となりました。

表4 捕獲等の実績(令和5年1月末時点)

| | 調査捕獲 | 有害捕獲 | 狩猟 |
|--------|--------|--------|--------|
| 捕獲目標頭数 | 1,000頭 | 6,000頭 | 3,000頭 |
| 捕獲実績頭数 | 1,477頭 | 3,726頭 | (未集計) |
| 進捗率 | 148% | 62% | — |

新技術の開発

○試験研究の推進方向

農業技術センター、中山間農業研究所、畜産研究所及び水産研究所では、本県主力農畜水産物のブランド化と産地の活性化を図るため、新品種・品目や新技術の開発など、県民ニーズに対応した試験研究に取り組んでいます。令和4年度の主な研究内容は以下のとおりです。

◆ぎふ農業・農村を支える人材育成に貢献する技術開発

- ・新規就農に適した新たな品目の提案、栽培体系の確立
- ・デジタル技術を利用したカキの管理作業「見える化」技術の開発
- ・ICT技術を活用したトマト、イチゴの高度環境制御技術の開発
- ・AIを活用した花きの出荷予測・開花調整技術の開発
- ・トマト栽培の防除作業労力を削減する防除技術の開発
- ・センシング技術を活用したコメの食味向上技術の開発
- ・クリの収穫及び防除作業の省力化技術の開発
- ・牛飼養管理の精密化、省力化を目的としたセンシング技術の開発



ドローンを活用したクリ防除作業の省力化
〔中山間農業研究所〕

◆安心で身近なぎふの食づくりやブランド展開に貢献する技術開発

- ・野菜、花き、果樹、水稻等のニーズに対応した県オリジナル新品種の育成と安定生産技術の開発
- ・輸出に適したカキ、モモ果実の画像判別技術の開発
- ・振動型ウェアラブル端末を利用したカキのブランド力向上
- ・牛、豚、鶏のDNA情報を活用した高能力種畜への改良
- ・肉用牛の枝肉重量等を改善する飼料給与方法の開発
- ・ブランド価値を高める大型マス等新種苗の開発、肉質改善



しゅうじゅう とうふじ
種雄牛 「終富士」 〔畜産研究所〕

◆地域資源を活かした農村づくりに貢献する技術開発

- ・土壌養分や作物の栄養状態等を踏まえた適正な施肥技術の開発
- ・自給飼料の利用拡大と高品質化に向けた技術開発
- ・漁獲効率の高い放流用種苗の開発
- ・水産対象魚種の増殖手段と多面的機能発揮を両立させる水田魚道の評価
- ・ドローンを使用したカワウ被害対策技術の開発



水田魚道の設置状況〔水産研究所〕

◆「気候変動」に適応する技術開発

- ・高温下でも品質や食味に優れる水稻新品種の育成
- ・高温耐性を有する花きの多用途化に向けた機能性評価
- ・温暖化対策のためのミストを活用したイチゴ栽培体系の確立
- ・将来の気温上昇に対応した果樹品目の選定及び栽培技術の開発
- ・トマト、ホウレンソウの雨よけハウス栽培における夏季高温対策技術の開発



気候変動に対応した水稻新品種「清流のめぐみ」
〔農業技術センター〕

遺伝資源の保護と活用

○ 主要農作物（米・麦・大豆）種子の安定供給

主要農作物である米・麦・大豆の種子については、平成31年4月に施行された「岐阜県主要農作物種子条例」に基づき、県関係機関、種子産地、農業者団体等との連携体制により、県の責務として優良な種子の安定供給を行っています。

種子生産では、県内における生産を奨励すべき優良な品種（奨励品種）を選定し、そのうち種子供給を行う品種（稲13品種、麦類3品種、大豆1品種）を決めて、その一般種子を生産しています。

優良な種子の安定供給のため、県は、関係機関と連携して、種子生産ほ場の設置指導や生育状況に応じた種子生産管理の指導助言、種子審査（ほ場審査・生産物審査）を行っています。

令和4年度 奨励品種数と一般種子を生産供給する対象品種数

| 品目 | 奨励品種数 ^{注1)} | 一般種子を生産供給する対象品種数 ^{注2)} | 具体的な品種名 |
|----|----------------------|---------------------------------|---|
| 水稲 | 14品種 | 13品種 | ハツシモ岐阜SL、コシヒカリ、あきたこまち、ひとめぼれ、あきさかり、ほしじるし、あさひの夢、みのにしき、はなの舞い、ひだほまれ、たかやまもち、モチミノリ、ココノエモチ |
| 麦類 | 5品種 | 3品種 | さとのそら、イワイノダイチ、タマイズミ |
| 大豆 | 2品種 | 1品種 | フクユタカ |

注1) 奨励品種：県内における生産を奨励すべき主要農作物の優良な品種

注2) 対象品種：奨励品種のうち県が種子供給の取組を行う品種

令和4年度種子生産ほ場の設置面積 (ha)

| 品目 | 一般種子 | 原種 |
|----|-------|-----|
| 水稲 | 166.9 | 2.1 |
| 麦類 | 110.3 | 3.5 |
| 大豆 | 108.7 | 5.7 |

県農産園芸課調べ

注) 水稲：一般種子、原種ともに、うるち・もち合計



水稲種子生産ほ場審査風景
ほ場内の異品種混入の有無を審査

○ 種苗法

岐阜県では「売れるブランドづくり」に貢献する県オリジナル新品種の開発に取り組んでおり、これまでに水稲「ハツシモ岐阜SL」、イチゴ「華かがり」、カキ「ねおスイート」などを育成しました。令和5年2月現在、県育成の18品種については、種苗法に基づく品種登録を受けており、国内における権利保護がなされています。

近年品種登録された県育成品種

| 品目 | 名称 | 登録年月日 |
|-----|----------|-------------|
| カキ | ねおスイート | 平成29年2月22日 |
| イチゴ | 華かがり | 平成29年10月24日 |
| 花き | フェアリームーン | 平成30年4月24日 |
| 花き | ファンシーマリエ | 平成30年4月24日 |
| 花き | クレールピーチ | 平成31年3月13日 |
| 花き | クレールローズ | 平成31年3月13日 |
| 花き | クレールルージュ | 令和3年8月16日 |
| 花き | クレールチェリー | 令和3年8月16日 |

また、海外における権利保護については、国外で無断に増殖や生産をされないようにするため、「華かがり」と「ねおスイート」について、中国や韓国での品種登録を順次進めています。

その他、種苗法の一部改正により、令和3年4月から流通・販売に係る登録品種の表示が義務化され、種苗の海外持ち出しや栽培地域の制限が可能となりました。また、令和4年4月からは生産者の自家増殖が育成者権者の許諾制となるため、県育成品種の利用許諾先に対し種苗の適切な取扱いについて周知を図るなど、種苗の適正管理に努めています。

○和牛（飛騨牛）

質の良い飛騨牛をはじめとした和牛の海外流出は、本県はじめ国内の肉用牛農家に大きな打撃となることが懸念されることから、和牛遺伝資源の適正な流通管理の確保と知的財産的価値の保護のため、新たに制定された「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」と、改正された「家畜改良増殖法」が、令和2年10月に施行されました。

本県においても、令和元年6月に設置した「岐阜県家畜遺伝資源の管理に関する研究会」において遺伝資源の流通管理の現状把握と課題を整理し、令和2年10月施行にあわせて関係法に対応した「県有種雄牛凍結精液売買契約」の見直しを行い、和牛遺伝資源の適正管理に努めています。



県有種雄牛「ひろしげきよ広茂清」号

○ポーノブラウン

種豚「ポーノブラウン」は霜降り割合を増加させる能力をもつ県オリジナル種豚で、10年以上の歳月をかけ、平成21年に開発しました。「ポーノポーク」などの県内ブランド豚として利用され、この種豚を利用した豚肉生産は県全体の約2割を占めるまでに至りましたが、平成30年12月に県畜産研究所で豚熱が発生し、県が保有する「ポーノブラウン」は全て消失しました。

現在、民間養豚場が保有している種豚を活用して、「ポーノブラウン」再興に取り組んでおり、約10頭規模の種豚再造成に成功し、令和5年2月から精液や種豚の出荷を再開しました。今後、建設を予定している新豚舎を活用することで、将来的には約80頭規模の種豚の造成を計画しています。



種豚ポーノブラウン